甘楽町広報

昭和42年2月15日　（毎月15日発行）　第87号【1頁】

発行所　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡甲852　甘楽町役場　電話（小幡）4番・44番・49番
編集　総務課企画文書係
印刷所　坂本印刷株式会社
1部　金3円

2月1日の人口と世帯

世帯数	2,750戸
男	6,795
女	7,176
計	13,971

明るく正しい選挙を実現しよう

◎ふりむくな選挙のときの義理と金
◎よい町を育てる正しい選挙

悔いのない一票を書く胸を張れ

町議選は2月26日（日）

あなたの一票が町政を決める

町議会議員選挙は、2月26日（日曜日）に行なわれます。

議会議員は、私たちにいちばん身近かな町の政治にたずさわり、明るく住みよい町づくりのために、働いてくれる人たちです。よい町政を育てるためには、「明るく正しい選挙」が行なわれることが、その礎です。有権者の一票、一票が、正しい願いをこめた一票として、正しく、清く、行使され私たちの代表者にふさわしい「信頼できるりっぱな人」を選びましょう。

定数は二十人

地域観念にとらわれずりっぱな人を選ぼう

こんどの選挙で選ばれる町議会議員の定数は、二十人で任期は四年です。前の町議選と同じく、大選挙区制をとり町内全体から二十人の議員を選びます。

いままで、町議会議員の定数は二十六人でしたが、昨年六月の町議会で二十人に改められ、こんどがはじめての選挙です。改められたおもな理由としては、①、地域にこだわることなく、町の一体性の立場から大局的にものを考え広い地域からの支持がなければ、町議会議員に当選できないという形態にする必要がある。②、当町の人口規模や、財政状況では、二十人ぐらいが適当である。などがあげられました。

ですから、今度行なわれる選挙では、地域観念にとらわれず、私たちの代表者としてはずかしくない、りっぱな人を選ばなければならないわけです。

選んだ責任は

四年間つづく

義理や人情にとらわれず、お金や物の誘惑にまどわされないで、自分の自由な意志で四年間、安心して町政をまかせられるりっぱな人を選びましょう。

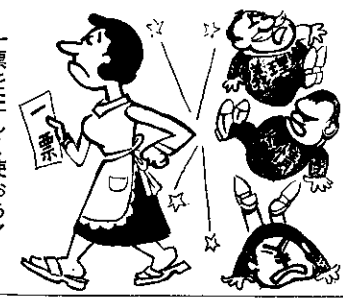

一票を正しく使おう！

よく見・聞いて考えて

森吉正照

町の政治を行なうのは、私たちが自分で選挙した代表者です。私たちの住んでいる県や町を地方自治体といい、その区域の行政を処理していくために一定の自治権をもっています。

たいせつなことは、これら地方自治体は、中央政府のためにあるのではなく、地方住民のために存在するものだということです。いいかえれば地方自治体の最終責任者は、私たち住民自体であるということです。こんどの町の議会議員を選挙するのは、自分の住んでいる町の政治、行政を自分たちの手で行なうためです。候補者をよく見て、よく聞いて、よく考えてから、悔いのない責任ある一票を投じましょう。

明るく正しい選挙の願いをこめて建つこの三角塔に、はじない、きれいな選挙を推進しましょう。

投票日に用事のある人

不在者投票を

やむを得ない用務や病気、出産、老衰などのため、投票日に投票所へ行けない人は、前もって「不在者投票」をすることができます。くわしいことは、町の選挙管理委員会にお問い合わせください。

文字の書けない人は代理投票を

投票は自分で書くのが原則ですが、身体が不自由であったり、字が書けないために自分で投票できない人は、当日係員に申し出てください。ほかの人がかわって書いてくれます。秘密はかたく守られますから、安心して申し出てください。

投票の方法

○**投票できる時間**…午前七時し午後六時まで。
○**投票にでかけるときは**…入場券を忘れずに。
○**字が書けないときは**…当日係員に申し出て代理投票を
○**投票するときは**…候補者の中から信頼できる人一人をハッキリ、ていねいに書きましょう。候補者の氏名以外のよけいなことを書くと無効になります。

正しい選挙運動で

違反のない選挙を

町議会議員の選挙は、二月二十九日に告示され、二月二十六日に投票が行なわれます。

告示と同時に、各候補者とも一斉に届け出て、選挙運動にはいることが予想されます

法律では、この選挙運動が公正に行なわれるよう、いろいろ制限をしています。

次にそのおもなものを、いくつかあげてみましょう。

□選挙運動の費用

① 町議会議員選挙では、候補者一人について、十四万四千五百円をこえることはできません。

□文書による選挙運動

① 選挙運動として配ることができる文書は、候補者一人について通常はがき五百枚があるだけで、他はいっさい禁止されています。

② ポスターの枚数は一人五百枚以内、大きさは長さ四十二センチ、幅三十センチ以内で、当町選挙管理委員会の検印がなければ違反のものとなります。

③ ポスターは、国、県、町電報電話局などが所有し、または管理しているものには、掲示することができません。ただし、橋、電柱、町営住宅などには、居住者管理者、所有者の承認を得てはることが許されております。

④ ポスターを他人の家やへいなどに掲示する場合は、住んでいる人、または所有者などに承諾してもらわなければなりません

⑤ 候補者、選挙運動員、候補者の家族の氏名などを記入して、時候のあいさつ状というようなものを選挙区内に配ったり掲示したりすると違反になります。

□言語による選挙運動

① 特定の候補者に投票してください、また、投票しないでください、などと頼むために、一戸、一戸訪ねることは戸別訪問として禁止されています。戸別訪問は家庭に限らず会社、工場などを訪ねることもいけないし、各戸を訪問するつもりで、一戸だけ訪ねてもやはり戸別訪問になります。

② たまたま町で出合った人やバスに乗りあわせたりした知人に投票を頼むことはできます。

③ 電話で投票を頼んだりすることもできます。ただし有線放送電話による投票の依頼は禁止されています

④ 街頭演説はよる九時から翌朝六時までは行なえません。

⑤ 短時間に一定の文句を連続して呼ばわる「連呼行為」は禁止されています。

□自動車による選挙運動

① 候補者一人について、選挙運動のために使用できる自動車は、乗車定員十人以下の小型自動車または小型貨物自動車のいずれか一台です。

② 選挙運動のために自動車を連ねたり、隊列を組んで往来する気勢を張る行為は禁じられています。

③ 動いている自動車のうえからの選挙運動はできません。

□その他

① どなたも選挙運動に関して、どういう名儀であっても飲食物を与えてはいけないことになっています。ただし、湯茶および茶うけ程度のお茶菓子は例外です。運動員などに出す弁当には別に制限があります。

② 以上のほか選挙運動の制限はいろいろありますからなにか一つ選挙運動する場合は、違反になるかならないかをよく確かめたうえで行なうように、じゅうぶん注意してください。

候補者・有権者も

規則を守ろう

選挙にもいろいろなルールがあります。候補者はもちろん、有権者の方もこのルールを守らなければ公正な選挙は行なわれません。

□有権者は正しい心がまえを

現在の選挙法では、もちろん、酒を飲ませたり、金銭や物を配って選挙民を買収して投票を得るという方法は禁じられています。それにもかかわらず、選挙のたびにこのような違反が出るというのは、いったいどこに狂いがあるのでしょうか。このような買収事件がはびこるのは、第一には、候補者とか運動員とかの側に問題があるのはいうまでもありません。本来、公正であるべき選挙を汚すものとして当然、責められるべきものです。しかし、それと同時に金銭や物をばらまいても効果のないように、有権者がしっかりした心がまえでいて、このような違反は、絶対にうけつけないよう、きびしい態度でいることが、なによりもたいせつなことです。

□選挙はフェアに公平に

選挙は、フェア（りっぱ）に公平に行なわれなければなりません。このため選挙法では、法定選挙費用といって、選挙運動に使用できる費用の最高額を決めています。この費用額をかならず守って、こんどの町議選こそ「明るく正しい選挙」を実現するようにみんなでしっかり、自覚しましょう。

現議員の任期は3月8日

現在の町議会議員は3月8日で任期がおわります。したがって、こんど行なわれる選挙は、任期がおわる日の前30日以内に行なうという一般選挙になりますので、現職の議員は、立候補してもしなくても、また当選してもしなくても3月8日まで任期があることになります。

明るく正しい選挙を

推進集会で決議する

二月七日、役場の会議室で明るく正しい選挙推進集会が開催されました。

町の選挙管理委員会が主催したもので、当日は、婦人会区長議会議員など約七十人が参集し熱心な話し合いがもたれました。

その結果、きたるべき町議会議員選挙を違反のない「明るく正しい選挙」にするために次の事項を決議しました。

① 一般有権者に対し地方自治の性格および町政上にしめる重要性を再認識させるとともに、明るく正しい選挙に参加するよう強く働きかける。

② 各種団体を通じて、あらゆる機会をとらえ、自由の意志に基づく自覚ある投票が行なわれるようよびかける。

③ 候補者および運動員は、選挙法をしっかり守ろう。

④ 候補者は、法定費用十四万四千五百円以内で選挙を行なう。

お互いにこれらの決議をしっかり守りあって、明るく正しい選挙を実現しましょう。

写真はその推進集会